

# 令和2年度世界自然遺産地域振興モデル事業 企画提案募集要項

## 1 業務名

令和2年度世界自然遺産地域振興モデル事業

## 2 業務目的

別紙仕様書のとおり

## 3 委託する業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 委託業務実施期間

別紙仕様書のとおり

## 5 業務計画

業務実施期間終了時までには、確実に業務内容を完了できる業務計画であること。

## 6 委託業務費

提案にあたっては、総額 19,337,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費用は、次の内容で作成すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費等）

※旅費は沖縄県側の参加者分のみ見積もること

（ただし、沖縄県環境部の職員分は見積もらない。）

※現地視察参加者の昼食代及び旅行保険は自己負担とする。

(3) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内とする。）

（一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。）

(4) 消費税

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費の内、応募事業者（共同事業者構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費の内、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

※各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること。

※事業終了時には証拠等を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

※精算時における一般管理費率は、契約締結時（変更契約があった場合は変更契約締結時）の一

般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。

## 7 委託の方法

本公募により委託契約の優先順位を決定し、1事業者と契約を締結する。但し、ジョイントベンチャー（以下「JV」という。）も可とする。

## 8 応募方法

(1) 以下の書類を、持参または郵送にて7部（正本1部・副本6部）提出する。（副本は複写可）

ア 令和2年度世界自然遺産地域振興モデル事業 提案書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 本要項9（1）から（7）に該当することを誓約する書面（様式3）

エ 過去2期の決算書（写）（個人事業主は税務申告書（写））

オ 見積書（令和2年度、令和3年度（※参考））

カ 共同企業体協定書 ※共同企業体による応募時のみ

協定書に記載すべき主な内容は以下のとおり。

目的、名称、構成員の住所及び名称、出資割合、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

(2) 提出先 沖縄県環境部自然保護課世界自然遺産推進室（県庁4階） 担当 太田

(3) 提出期限 令和2年7月29日（水）17:00（必着）

(4) スケジュール

日 程	内 容
令和2年7月17日（金）～7月29日（水）	公募期間
令和2年8月7日（金）午後13時30分～（予定）	審査・採択決定
令和2年8月14日（金）（予定）	委託契約締結

## 9 応募者の資格

(1) 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であり、過去に国、県又は地方公共団体が発注した地域振興関連等に関する業務の実績を有すること。JVの場合は、当該JVを構成するいずれかの事業者が資格を有していること。

(2) 県内に事務所を有しない民間企業、県外NPO法人その他の法人又は法人以外の団体等にあつては、県内に事務所を有する民間企業等とのJVとすること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

(6) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 募集する委託業務について、目標達成及び計画遂行に必要となる組織・人員等を有していること。

※ (3)～(7)については、JVとして応募する場合であっても、JVの全ての構成員が資格を有していなければならない。

## 10 審査

### (1) 審査の方法

ア 1次審査として、沖縄県環境部自然保護課内において、書類審査を実施する（応募が多数の場合は1次審査にて4者程度選定する）。1次審査の選定結果については文書で通知し、選定された者に2次審査の案内を送付する。

イ 2次審査として沖縄県環境部に設置する実施主体選定委員会において、各提案内容（応募者によるプレゼンテーション）を審査し、委託契約の優先順位を確定する。

ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。

エ 選定委員会は非公開で行い、原則として審査経過に関する問い合わせには応じない。

オ 選定委員会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

### (2) 審査基準

選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

① 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。

② 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。

③ 具体性のある事業計画であること。

④ 世界自然遺産地域振興モデル事業推進協議会の設立に向けて十分な調整が期待できること。

⑤ 国頭村、大宜味村、東村の第1～3次産業の市場調査・分析し、その結果に基づいた市場開拓、プロモーションを推進することで地域資源の付加価値、認知度を向上させ、環境、社会、経済の活性化及び持続可能な地域振興モデルを構築することが期待できること。

⑥ 世界自然遺産地域振興モデル構築後、国、各関係市町村及び第1～3次産業に関わる関係団体等と連携、持続可能な施策にするために人材育成を取り組みながら実行することが期待できること。

### (3) 結果の通知

選定の結果については文書で通知する。

## 11 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が申請したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 12 契約

### (1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

委託先候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 契約締結に伴う諸経費

委託先候補者の負担とする。

### (4) その他契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

### (5) 契約保証金について

契約を締結する際は、契約保証金（契約金額の100分の10）を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ・ 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 13 質問事項について

(1) 質問事項 質問がある場合は、質問書（様式4）をE-mailにより提出すること。

(2) 受付期間 2020年7月27日（月）の12時まで

(3) 提出先 沖縄県環境部自然保護課（担当：世界自然遺産推進室 太田）

E-mail: [aa039004@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa039004@pref.okinawa.lg.jp)

（件名を「令和2年度世界自然遺産地域振興モデル事業について」とすること）

(4) 回答 提案書の提出期限までにE-mailにより行う。